

西蒲原郡の山林所有町村が 森林組合に加入しませんか ——三島郡森林組合の地域に編入されました

99本村転作配分面積

377.34ha

頭に推進にあたります。今年11月に示された今年の配分面積も、
今月中旬には全農家に配分され、下旬より集落説明会に入る予定です。関係機関

近年、木材の価格が安く、森林作業の従事者が年々減少しています。同時に、山の緑を守り、育てる環境がますます厳しくなっていることも現実です。そんな中で、森林組合は危機に直面している林業と緑豊かな自然を後世に継いで行くことが使命と考えています。また、森林は、木材はもとより地球に新鮮な水と空気を供給する重要資源であり、末永く育成しなければなりません。

先日、森林組合未組織地域である西蒲原郡の組織化と森林組合の経営基盤の強化を図るために、岩室村をはじめとする西蒲原郡の山林所有町村が三島郡森林組合の地域に編入されました。

そこで、山林の有効利用と林業経営合理化のため、村内の山林所有者の皆さんに、三島郡森林組合への加入をお勧めします。

森林組合とは、山林の所有者が組合員となって、森林資源の有効利用と林業経営の合理化を図るために組織されている協同組合の一つです。山に木を植えて、伐採するまでには長い年月と管理が必要ですが、林業経営のうえで、個人の努力だけでは解決できないことを協同の力で道を開こうと設立されました。森林組合の事業の一つとして、植林から保育、間伐などの作業を森林組合の作業班が委託を受けて実施します。

なお、具体的な内容や加入方法などについては、2月末に説明会を予定していますので、ご参加ください。



《転作くんのひとりごと》

新年あけましておめでとうございます。新しい年を迎える農家の皆さんは気持ちも新たに農業経営を考えていることでしょう。さて、最近、他県・他市町村では、未達成者に対して、『公共施設の使用制限』とか『病害虫防除等への補助金撤廃』などという措置を検討しているということをよく耳にする。しかし、本村は過去に未達成を経験していないため、昨年の未達成は、非常事態として受け止めてはいるものの、今のところペナルティー的な措置ではなく、今後の検討課題といえる。しかし、こういう状況の中で、100%達成者が、不公平感を感じて憤慨しているのは間違いない、行政、JA等関係機関への反発は想像を超えるものと思われる。

先日、ある兼業農家の方がおもしろいことを言っていた。『よく減反に反対している農家が、サラリーマンだったら給料を30%減らされるのと同じことだ』というが、もし民間のサラリーマンなら給料を30%減らされればその分仕事も減るだろう。極端な話、増えた休みを利用して何らかの副業でもすれば穴埋めも可能だろうけど今の不景気ではそんなに甘くはないはず。でも農家の場合は自分の農地に『水稻以外の作物』を作れるんだから、やり方次第では収益をあげることは簡単なはずだ。…機械もある程度揃っているんだし』と、以外とも思えるが、推進にあたる者にとっては心強い話を聞いた。何も、『田んぼを休んでくれ』と言っているわけではなく、『水稻以外のどんなものでも作つていいから収益をあげて下さい』と、呼びかけているのだから誤解しないでいただきたい。毎年のように、目まぐるしく変わる農政に対応するのも大変だろうが、こういった生産者のように『順応性を持った農業経営者』にならなければと痛感した次第だ。本年も「転作くんのひとりごと」ご愛読の程よろしくお願いします。

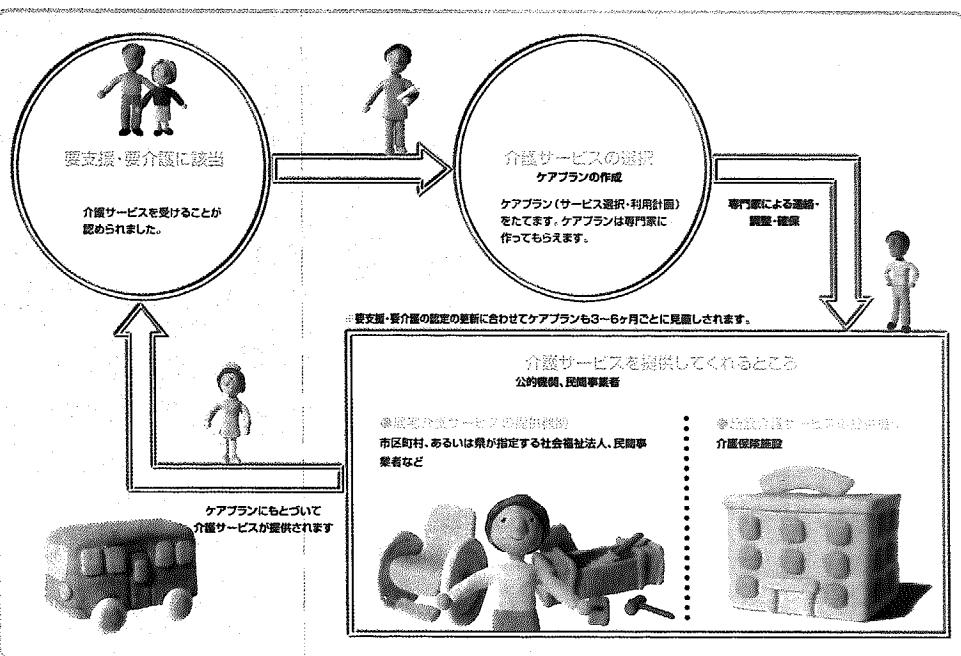
シリーズ

平成12年4月から介護保険制度が始まります

今回は、認定を受けてからどうやって介護サービスを選択し、利用していくのかを紹介します。

認定を受けたら、いよいよ介護サービスを利用できることになります。ただ、どこでどんな介護サービスを受ければよいのか、よくわからないことが多いことでしょう。

そこで介護保険では、利用者に合ったサービスの選択、利用を介護の専門家が支援してくれるというしくみになっています。



その7

/○サービス利用の計画をたてます

介護サービスを受けるときは、日々の利用限度額を考えながら、どこで、どのような介護サービスを受けるか、きちんと利用計画を立てることが大切になります。これが「ケアプラン(介護サービス計画)」です。このケアプランは、介護の専門家(ケアマネージャー)に依頼すれば作成してもらいます。

/○専門家が介護サービスの調整・確保をしてくれます

介護サービスを利用する本人または家族の依頼を受けて、介護支援専門員(ケアマネージャー)が、本人や家族の希望をふまえて、村や介護サービス提供機関など、いろいろなサービス担当の関係者と連絡調整しながら、ケアプランを作成します。そして、そのケアプランにもとづいてサービスが提供されます。

/○ケアプランの作成を専門家に依頼しないとき

- ケアプランの作成を、依頼しないで自分で作成する。●ケアプランを作成しない。この2つの方法があります。
 - ①の場合は、ケアプランを村に届け、そしてサービス提供機関に自分で連絡を入れ、サービス提供を依頼します。
 - ②の場合は、サービス提供機関に連絡を入れ、直接サービスを購入することになります。購入代金は、いつたん全額を立て替え、後日村から払い戻しを受けることになります。
- ※施設サービスを利用する場合は、施設で必ずケアプランが作成されます。

/○ケアプラン作成にかかる費用は?

ケアプラン作成にかかる「居宅介護サービス計画費」は、全額介護保険から支払われる所以、利用者の負担はありません。

●ゆとりちゃんの介護保険 Q&A

私の母は、要支援の認定を受けていましたが、最近すいぶんと元気になりました。この場合、サービスを打ち切られると聞きましたが、本当ですか?

介護を必要とする人の心身の状態は、よくなることもあります。ですから一度、要介護認定を受けても3~6ヶ月ごとに更新が行われることになっています。そこで認定基準に該当しなくなったら、認定は取り消されることになります。